

青少年のインターネットリテラシー向上のための講習会への 専門講師派遣実施要領

1 趣旨

SNSへの自殺願望の書き込みやインターネット上の自殺関連サイトを介して、犯罪に巻き込まれる事件や初めて会う人と一緒に自殺するという事件が社会問題となっている状況を踏まえ、インターネット上の自殺関連情報にアクセスすることで自殺を誘因するおそれや犯罪に巻き込まれる危険性があること、フィルタリングを利用することで安全・安心にインターネットを利用できることを学ぶ講習会に講師を派遣し、青少年のインターネットリテラシーを高める。

2 対象講習会及び派遣数

対象となる講習会は、原則として県内学校関係者（生徒、児童、教職員）、保護者（未就学児の保護者含む）等が参加する講習会で、派遣の趣旨に適合するものとする。

派遣する講習会の数は36とする。

3 講習会の講師

派遣する専門講師は、別に定める団体から派遣する。なお、申込者は団体又は講師を指名して申し込むことはできない。

4 派遣日時

派遣日時は、原則として令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間、県が申込者と調整の上決定する。時間は、原則として説明及び質疑応答の時間を合わせ1時間程度とする。

なお、募集期間は令和2年4月14日から令和3年3月16日までとする。

5 実施方法

- (1) 申込者は、原則として講習会実施の2週間前までに、申込書（様式1）又はインターネットの送信フォームにより申し込む。
- (2) 県は、申込を受け付けたときは、派遣する団体と日程調整した後、派遣決定通知書（様式2）により申込者に派遣する講師等を通知する。
- (3) 団体は、講習会実施の前に申込者と打ち合わせて、講習する内容を調整する。
- (4) 申込者は、講師の派遣を受けて講習会を実施した後2週間以内に、実施報告書（様式3）により県へ報告する。

6 会場及び経費

講習会開催に必要な会場及びプロジェクター、スクリーン等の機材は申込者が準備し、会場費その他講習会開催に必要な一切の経費は申込者が負担する。ただし、派遣講師への謝金及び交通費は県の負担とする。

なお、台風や大雪など荒天により講師派遣を中止した場合は、県は中止に係る経費を補償しない。

附 則

この要領は、令和2年4月14日から施行する。